

ふるさと融資の手引き

平成28年4月

一般財団法人 地域総合整備財団

目 次

第 1	ふるさと融資制度の概要	1
I	ふるさと融資とは	2
II	ふるさと融資の要件	4
	1. 貸付団体	4
	2. 貸付対象者	4
	3. 貸付対象事業	4
	4. 貸付対象費用	5
	5. 貸付額等	5
	6. 債権の保全	6
第 2	ふるさと融資の事務手続き	9
I	事務の流れ	10
	必要書類一覧	11
II	具体的な事務手続き	12
	1. 貸付決定まで	
	(1) ふるさと融資の利用の協議	12
	(2) 事前相談・調整	12
	(3) 借入申込み	12
	(4) 総合的な調査・検討依頼	13
	(5) 補足資料等の提出・調整	13
	(6) 案件検討会	13
	(7) 地方支援調査委員会	14
	(8) 総合的な調査・検討の結果通知	14
	2. 貸付実行等	
	(1) 貸付事務包括委託契約	15
	(2) 貸付実行関係事前調整	15
	(3) 起 債	16
	(4) 貸付実行	16
	(5) 完了報告	16
	3. 償 還	
	(1) 償 還	16
	(2) 借入金残高状況報告	17
	(3) その他	17

第3 ふるさと融資借入申込書類等様式19

ふるさと融資 相談メモ	20
(様式1) 地域総合整備資金借入申込書	21
(様式2) 事業計画書	22
(様式3) 事業者概要書	23
(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書	24
(様式4-2) 〃 付表	25
(様式5) 年度別損益・資金収支計画書	
(1) 年度別損益計画一本プロジェクトベース	26
(2) 年度別損益計画・資金収支計画一全社ベース	27
(様式6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書	28
〃 別紙	29
(様式7) 地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書	30
(様式8) 地域振興民間能力活用事業計画	31
(様式9) 地域総合整備資金貸付決定通知書	32
(様式10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書	33

第4 ふるさと融資借入申込書類等記載例及び記載要領35

(様式2) 事業計画書	36
(様式3) 事業者概要書	38
(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書	40
(様式4-2) 〃 付表	42
(様式5) 年度別損益・資金収支計画書	
(1) 年度別損益計画一本プロジェクトベース	44
(2) 年度別損益計画・資金収支計画一全社ベース	45
(様式1) 地域総合整備資金借入申込書 <記載要領のみ>	47
(様式6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書 <記載要領のみ>	47
(様式10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書 <記載要領のみ>	47
(様式8) 地域振興民間能力活用事業計画	48

参考資料51

地域総合整備資金貸付要綱	52
(平成28年4月1日付け事務連絡 総務省自治財政局地方債課)	
地域総合整備資金貸付事務包括委託契約証書	59
(財団HP「貸付予定事業の事務の取り扱いについて(様式ア)」)	
金銭消費貸借契約証書	60
(財団HP「貸付予定事業の事務の取り扱いについて(様式オ)」)	
保証書	62
(財団HP「貸付予定事業の事務の取り扱いについて(様式カ)」)	

第1 ふるさと融資制度の概要

I ふるさと融資とは

地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て民間事業者等の設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度である。

1. 制度の基本的考え方

地方公共団体、民間事業者等及び民間金融機関等がスクラムを組んで地域振興のために協力していくこととし、このなかで地方公共団体は、ふるさと融資をインセンティブとして地域振興に寄与すると考えられる民間事業が行われるよう、民間事業者に対して支援する。

また、多様な政策課題や地域課題の解決に資するよう、新規雇用の創出を前提として、幅広い分野の様々な規模の事業を対象とする。

2. 制度運営の特色

(1) 民間金融機関等と共同した民間事業活動等の支援

- ふるさと融資は、民間金融機関等からの借入とセットで行われる。
- ふるさと融資は、貸付対象費用の総額から補助金を控除した額の35%(過疎地域、定住自立圏等は45%)以内とされている。
- ふるさと融資においては、民間金融機関の連帯保証が必要である。

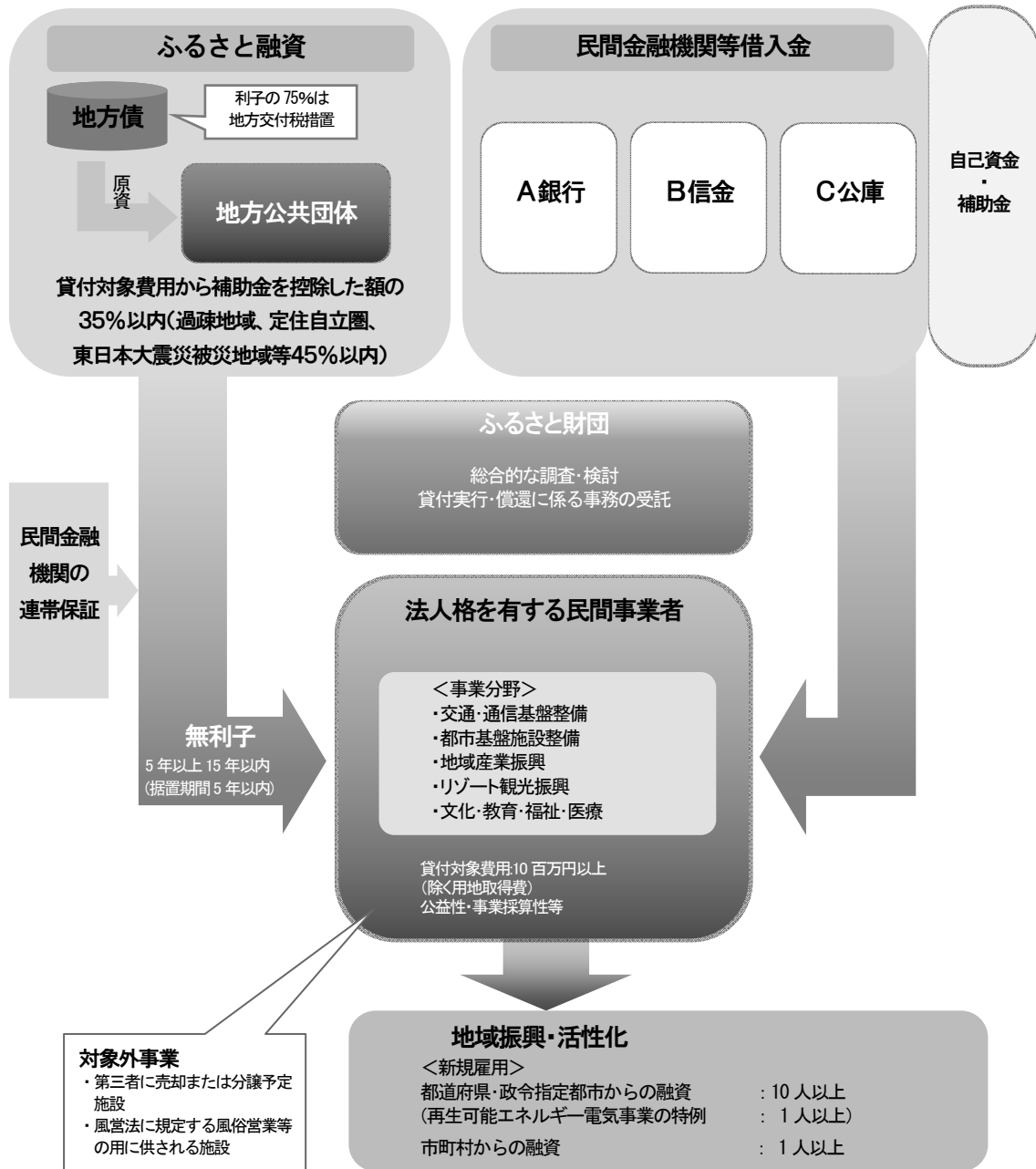
(2) 地方債による融資資金の確保

- ふるさと融資を行う地方公共団体が、融資のために必要な資金を円滑に確保できるよう、当該資金は起債で賄われる。
- 起債同意された(届出地方債にあっては協議により同意を得られる)一般事業(地域総合整備資金貸付分：充当率100%)に係る地方公共団体の利子負担分の75%(用地取得費に係る部分は50%)については、特別交付税によって措置される。
- 起債の元本に対しては、転貸債のため実質公債費比率には算定されない。

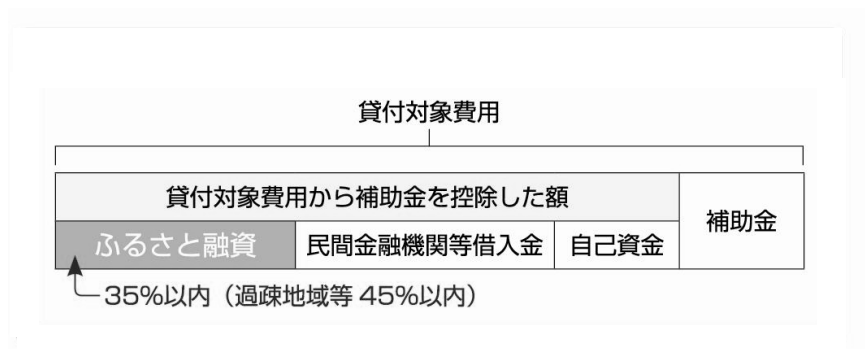
(3) 全国的な共同組織としてのふるさと財団

ふるさと融資制度の全国的な運用を図るため、ふるさと財団は、地方公共団体からの依頼を受け、対象事業についての総合的な調査・検討を行うとともに、ふるさと融資の実行・償還に係る事務を行う。

〈ふるさとと融資概念図〉



〈融資比率のイメージ〉



Ⅱ ふるさと融資の要件

ふるさと融資の主な要件は次のとおりである。

詳細は、別冊「ふるさと融資Q&A」(以下、Q&Aという。)を参照願いたい。

1. 貸付団体〔Q&A 1, 66, 67, 68, 69参照〕

ふるさと融資の貸付を行う主体は、地方公共団体である。

2. 貸付対象者〔Q&A 3～10参照〕

法人格を有する民間事業者を対象とする。第三セクター(国・地方公共団体の100%出資・出捐は除く。)も対象となる。

ただし、金融業を営む者(銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等)は対象とならない。

3. 貸付対象事業〔Q&A 11～38, 68参照〕

上記2の民間事業者が実施し、地方公共団体が策定する「地域振興民間能力活用事業計画」に位置付けられ、下記の要件をすべて満たす事業。

【要件】

(1) 事業の特長

公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの。

(2) 雇用の確保

事業地域内において、次の新たな雇用の確保が見込まれること。

①都道府県・政令指定都市 ⇒ 10人以上

(「再生可能エネルギー電気事業」であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は1人以上)

②市町村(政令指定都市を除く。) ⇒ 1人以上

(3) 事業規模

貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1,000万円以上であること。

(4) 用地取得に係る制限

用地取得等を貸付対象事業とする場合には、用地取得等契約後5年以内に対象事業の営業が開始されること。

【除外される事業】

(1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(用語解説)

※「地域振興民間能力活用事業計画」

地方公共団体が民間事業者等と協議のうえ、貸付対象事業要件に合致し、当該団体としても支援する必要があると判断した場合に策定するもの。

※「再生可能エネルギー電気事業」

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業。

4. 貸付対象費用〔Q&A 39～44参照〕

(1) 設備の取得等に係る費用

施設・建物の建設、取得、整備、改良若しくは補修及び土地の取得、造成等のほか、これらと併せて取得される無形固定資産。

土地の取得費については、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度に算入することができる。

(2) 試験研究開発費等、当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用

貸付対象事業の着工後から完了までに、当該事業に係る試験研究や開発に要する費用、営業開始のために支出する費用等のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するもの。

付随費用に対する貸付額の割合は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20%未満とする。ただし、次の場合は、貸付額の総額の50%未満とする。

- ① 試験研究開発用資産の取得等に係る費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用を貸付対象費用とする場合
- ② ソフトウェア開発事業又は情報処理・情報サービス事業の場合

5. 貸付額等〔Q&A 45～52参照〕

(1) 貸付額

貸付上限額は、要件一覧(P7別表)に掲げる金額、又は貸付対象費用の総額から補助金の額を控除した額に要件一覧に掲げる融資比率(35%又は45%)を乗じた額のいずれか小さい方の額。貸付下限額は、概ね300万円となる。

(2) 貸付利率 無利子

(3) 貸付対象期間 連続する4年以内

(4) 償還期間 貸付から15年以内(5年以内の据置期間を含む。)

(5) 償還方法 元金均等半年賦償還(半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還。)

(6) 民間金融機関等借入金〔Q&A 57～61参照〕

借入額総額のうち、ふるさと融資以外の借入金を「民間金融機関等借入金」と呼ぶ。ふるさと融資はこの民間金融機関等借入金とセットで行われる必要があり、貸付対象者である民間事業者の自己資金とともに、融資比率算出の基礎となる。

民間金融機関等借入金には、民間金融機関からの融資のほか、国や都道府県の制度融資、グループ会社からの借入も含まれる。ただし、個人からの借入は該当しない。

6. 債権の保全

(1) 連帯保証〔Q&A 53～56参照〕

ふるさと融資においては、貸付けにかかる債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関の確実な連帯保証を必要とする。

ここでいう「民間金融機関」は、下記の機関を想定しており、政府系金融機関(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫等)は含まれない。

・銀行	・農林中央金庫
・信託銀行	・日本政策投資銀行
・信金中央金庫	・商工組合中央金庫
・信用金庫	

(2) 遅延利息〔Q&A 110～113参照〕

民間事業者が償還期日に償還金の支払いを怠ったときは、約定償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年14%の遅延利息を支払う義務がある。

(3) 繰上償還〔Q&A 114～119参照〕

① 貸付要綱・約款違反による場合

貸付要綱第13条及び金銭消費貸借契約一般約款第6条第1項各号又は同条第2項各号の繰上償還事由に該当した場合には、繰上償還の対象となる。

② 民間事業者からの申出による場合

金銭消費貸借契約一般約款第6条第4項により、ふるさと融資の全部又は一部を繰上償還する場合は、事前にふるさと融資を行う地方公共団体(貸付団体)の承認を受ける必要がある。

なお、ふるさと融資の一部を繰上償還する場合は、変更契約の締結と保証金融機関の変更契約承認書が必要となる。

要件一覧（融資比率・融資限度額・雇用要件）〔単位：億円〕

		通常の地域		過疎地域 (みなし過疎地域含む) 離島地域 特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢 都市圏 ・ 東日本大震 災被災地域	
		一般の 地 域	地域再生計画 認定地域／沖 縄県の区域	一般の 地 域	地域再生計画 認定地域／沖 縄県の区域		
都道府県・ 政令指定 都市	融資比率	35%		45%		45%	
	融資 限度 額	通常の 施設	42	52.5	54	67.5	67.5
		複合 施設	63	78.7	81	101.2	101.2
	雇 用		10人（再生可能エネルギー電気事業は1人）				
その他 市町村	融資比率	35%		45%		45%	
	融資 限度 額	通常の 施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合 施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇 用		1人				

(用語解説)

※「複合施設」〔Q&A 45参照〕

貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう。

※「過疎地域」

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する「過疎地域」をいう。

※「みなし過疎地域」

過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち、市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同条第2

項の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。

※「離島地域」

離島振興法第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島」、小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する「小笠原諸島」及び沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」をいう。

※「特別豪雪地帯」

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」をいう。

※「地域再生計画認定地域」〔Q&A 46参照〕

内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。

※「定住自立圏」〔Q&A 47, 48参照〕

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村をいう。(ふるさと融資は、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に限る。)

※「連携中枢都市圏」〔Q&A 49, 50参照〕

連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村をいう。(ふるさと融資は、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に限る。)

(その他留意点)

過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯、東日本大震災被災地域の融資比率及び融資限度額の引上げについては、以下の各根拠法の期限までの特例措置である。

地 域	根拠法の期限
過疎地域	平成33年3月31日
離島振興対策実施地域	平成35年3月31日
奄美群島	平成31年3月31日
小笠原諸島	平成31年3月31日
沖縄県の離島	平成34年3月31日
特別豪雪地帯	平成34年3月31日
東日本大震災被災地域	平成33年3月31日

第2 ふるさと融資の事務手続き

I 事務の流れ

ふるさと融資の利用の協議から償還に至るまでの事務の流れは、以下のとおり。

手 順		民間事業者	地方公共団体 (貸付団体)	財 団	説明・留意点	
1 貸付決定まで	(1) ふるさと融資制度の利用の協議	→	→			
	(2) 事前相談・調整	←	←	→	地方公共団体から財団への事前相談においては、相談メモを活用すること。	
	(3) 借入申込み (次ページの表中①)	→	→			
	(4) 総合的な調査・検討依頼 (次ページの表中②)		→	→	随 時 * 地方公共団体が市町村の場合は、財団と併せて都道府県へ写しを提出（政令指定都市は不要）すること。また提出時には貸付要綱が制定済みであること。（4月下旬・7月中旬・11月下旬までに財団あて書類を提出すること。）	
	(5) 補足資料等の提出・調整	←	←	→	補足資料の提出及び質問状のやりとりは、地方公共団体を經由して行うことを基本とする。財団と民間事業者の間で直接やりとりを行うこともあるが、その際には、地方公共団体にも参考送付する。	
	(6) 案件検討会			○	年3回開催 (27年度実績： 7月上旬・9月下旬・1月下旬)	
	(7) 地方支援調査委員会			○	年3回開催 (27年度実績： 7月上旬・10月上旬・2月上旬)	
	(8) 総合的な調査・検討の結果通知		←	←	財団から地方公共団体へ送付（都道府県へは写しを送付）	
	貸付決定通知	←	←			
2 貸付実行等	(1) 貸付事務包括委託契約 (次ページの表中③)		←	←	貸付事務包括委託契約（H23.4.1改正）締結済みの貸付団体は不要。	
	(2) 貸付実行関係事前調整 (次ページの表中④)	←	←	←	貸付実行は、民間金融機関等からの借入と事業費の支払い完了後を基本とする。	
	(3) 起 債			○	貸付団体における原資の調達（起債）に係る予算措置は、貸付決定までに行う。	
	(4) 貸付 実行	貸付金を財団の口座へ振込			→	
		貸付金を民間事業者の口座へ振込	←	←	←	
(5) 事業完了報告(次ページの表中⑤)	→	→	→			
3 償 還	(1) 償 還	償還金を財団の口座へ振込	←	←	毎償還日（半年に1回）	
		償還金を貸付団体の口座へ振込		←	会社合併、対象事業の譲渡、保証行変更及び保証履行等、貸付団体の債権保全上必要な事務については、財団へ相談すること。	
(2) 借入金残高状況報告 (次ページの表中⑥)	→	→	→	* 決算期ごとに民間事業者から貸付団体へ提出すること。 * 財団への提出は不要。		

必要書類一覧

項 目	作成者	様式例	ページ
① 借入申込み（民間事業者が地方公共団体に提出）			
1 地域総合整備資金借入申込書	民間事業者	様式 1	21
2 事業計画書	〃	様式 2	22
3 事業者概要書	〃	様式 3	23
4 設備投資等及び資金調達計画書	〃	様式 4	24～25
5 年度別損益・資金収支計画書	〃	様式 5	26～27
6 地域総合整備資金貸付に係る意見書	連帯保証予定者	様式 6	28～29
7 過去 3 期分の決算報告書	民間事業者		
8 その他地方公共団体が必要とする補足書類	〃		
② 総合的な調査・検討依頼（地方公共団体が財団に提出）			
1 地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書	地方公共団体	様式 7	30
2 地域振興民間能力活用事業計画	〃	様式 8	31
3 地域総合整備資金貸付要綱	〃		
4 民間事業者からの借入申込みに係る書類一式 (地域総合整備資金借入申込書、地域総合整備資金貸付に係る意見書は（写）を提出する)			
③ 貸付事務包括委託契約（地方公共団体（貸付団体）が財団に提出）			
1 地域総合整備資金貸付事務包括委託契約証書	地方公共団体	様式（ア）	
2 貸付団体口座の通知について (地域総合整備資金償還金の振込みを受ける貸付団体口座の通知について)	〃	様式（イ）	
3 地域総合整備資金貸付決定通知書（写）	〃	様式 9	32
④ ふるさと融資の貸付実行に係る書類（地方公共団体（貸付団体）が財団に提出）			
1 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書（写）	民間事業者	様式（ウ）	
2 借入人口座の通知について（借入人の振込口座通知）	地方公共団体	様式（エ）	
3 金銭消費貸借契約証書（写）	地方公共団体	様式（オ）	
4 保証書（写）	連帯保証人	様式（カ）	
5 民間事業者の印鑑証明書（写）及び法人登記簿謄本（写）	民間事業者		
6 保証人の印鑑証明書（写）及び資格証明書（写）	連帯保証人		
⑤ 貸付対象事業の事業完了時に必要な書類（地方公共団体（貸付団体）が財団に提出）			
1 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書	民間事業者	様式（キ）	
⑥ 償還期間中、決算期ごとに必要な書類（民間事業者が地方公共団体（貸付団体）に提出）			
1 地域総合整備資金貸付対象事業に係る借入金残高状況報告書	民間事業者	様式（ク）	

(注) 様式（ア）～（ク）については、財団ホームページに掲載の「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」を参照のこと。

Ⅱ 具体的な事務手続き

1. 貸付決定まで

(1) ふるさと融資利用の協議（民間事業者⇒地方公共団体）〔Q&A 2, 69参照〕

民間事業者が本制度の利用を希望する場合は、地方公共団体へ協議する必要がある。

この協議は、事業の推進に対するインセンティブとなることを目的としている本制度の趣旨等に鑑み、事業着手前に行うことを原則とするが、地方公共団体が地域振興に貢献すると認める場合には、事業着手後であっても貸付対象事業とすることとして差し支えない。

ただし、事業完了後に協議があった場合には認められない。事業完了の日とは、建物及び設備等の引き渡し完了した日とする。

(2) 事前相談・調整（地方公共団体⇒財団）

地方公共団体は、ふるさと融資を行うことを検討している事業について、できるだけ早い時期に財団融資部企画調整課まで相談・連絡する。相談・連絡を受けた財団は、地方公共団体の検討状況に応じて必要な助言等を行う。

なお、相談の際には、「相談メモ（P20）」を作成している場合には、財団まで送付する。相談メモの記載内容を補足する資料があれば併せて送付する。

(3) 借入申込み（民間事業者⇒地方公共団体）〔Q&A 66～68参照〕

本制度の利用を希望する民間事業者は、以下の書類を作成し、地方公共団体に借入申込みを行う。

【必要書類】

- ① 地域総合整備資金借入申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業者概要書（様式3）
- ④ 設備投資等及び資金調達計画書（様式4）
- ⑤ 年度別損益・資金収支計画書（様式5）
- ⑥ 地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式6）
- ⑦ 過去3期分の決算報告書
- ⑧ その他貸付団体が必要とする補足資料

(4) 総合的な調査・検討依頼（地方公共団体⇒財団）

[Q&A 70～72, 75参照]

民間事業者から借入申込みを受けた地方公共団体は、本制度に基づく貸付決定を行うに際して、以下の書類を作成、財団へ提出し、総合的な調査・検討を依頼する。（政令指定都市を除く市町村は、併せて都道府県へその写しを提出する。）

また、次年度に実施する事業、並びに複数年度にわたる事業における当該年度及び次年度実施分については、当該年度中に総合的な調査・検討依頼を行うことができる。

【必要書類】

- ① 財団に対する総合的な調査・検討依頼書（様式7）
- ② 地域振興民間能力活用事業計画（様式8）
- ③ 地域総合整備資金貸付要綱
- ④ 上記（3）借入申込みに係る書類一式

〔 地域総合整備資金借入申込書（様式1）及び地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式6）は写しを提出 〕

【留意事項】

書類は原本を財団融資部企画調整課へ提出するとともに、電子データについても電子メールで提出する。

(5) 補足資料等の提出・調整（財団⇔地方公共団体、財団⇔民間事業者）

財団は、上記（3）及び（4）に係る書類を受領後、必要に応じて提出書類以外に補足資料の提出を求めるほか、質問状の送付（対象事業に係る地方公共団体・民間事業者に対する質問状）や現地ヒアリング調査（地方公共団体及び民間事業者への訪問調査）を行うことがある。

(6) 案件検討会（財団）[Q&A 73参照]

財団は、保証金融機関や民間金融機関等借入金の内定状況等を確認しながら、案件の採択可能性について次の視点から調査・検討し、財団の案件検討会において内定する。

【調査・検討の主な視点】

- ・ふるさと融資制度の目的（主旨）及び各種要件への適合性
- ・民間事業者の事業遂行能力の評価

- ・対象事業の採算性の評価
- ・対象事業の公益性の評価（雇用・所得・地域振興効果）
- ・ふるさと融資を含めた借入金に対する償還能力の評価

【開催回数】

年3回（平成27年度実績：7月上旬・9月下旬・1月下旬）

（7）地方支援調査委員会（地方公共団体金融機構）〔Q&A 74参照〕

地方公共団体金融機構が設置する外部専門家を中心とする委員会において、財団の案件検討会において採択された案件について総合的な調査・検討を行う。

【開催回数】

年3回（平成27年度実績：7月上旬・10月上旬・2月上旬）

（8）総合的な調査・検討の結果通知（財団⇒地方公共団体⇒民間事業者）

〔Q&A 77～79参照〕

財団は、地方公共団体へ総合的な調査・検討結果通知を送付する。（団体が政令指定都市を除く市町村の場合は、財団から都道府県へその写しを送付する。）

地方公共団体は、本通知を受領後、民間事業者へ貸付決定通知（様式9）を行う。

なお、総合的な調査・検討の結果通知は、起債同意等予定額通知（7月、2月予定）に先行して行う。このため、起債協議等を行う地方公共団体においては、財政担当部署と協議し、貸付決定通知時期を設定する。

※借入申込み内容の変更（民間事業者⇒地方公共団体⇒財団）

案件検討会後に借入申込み内容に変更が生じた場合、次の書類を財団へ提出する。（政令指定都市を除く市町村は、併せて都道府県へ書類の写しを提出する。）

なお、ふるさと融資額の増額、融資期間の延長など、案件検討会において決定された内容を緩和する方向での変更は認められない。

【必要書類】

① 民間事業者の作成書類

- ・借入申込内容変更書（様式10）〔財団へは「写し」を提出〕
- ・設備投資等及び資金調達計画書（様式4-1）

② 地方公共団体の作成書類

- ・財団への変更依頼書（様式は適宜）
- ・地域振興民間能力活用事業計画書（様式8）

2. 貸付実行等

(1) 貸付事務包括委託契約 [Q&A 81～86参照]

貸付実行や償還に係る事務処理を円滑に行うため、財団と地方公共団体（貸付団体）との間で貸付事務包括委託契約（無償）を締結する。

貸付事務包括委託契約は、一度締結すれば、その後は当該委託契約に基づいて貸付実行・償還事務を実施するため、新たな貸付に際し、新たに貸付事務包括委託契約を締結する必要はない。

(2) 貸付実行関係事前調整 [Q&A 87, 93～101参照]

① 貸付実行日の決定

ふるさと融資の貸付実行日は、当該年度の対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入がともに完了していることを基本とする。

ただし、地方公共団体（貸付団体）が特に必要と認める場合には、対象事業費のうち、大きなウェイトを占める建設費、設備費の支払日の概ね1カ月前の日以降の日において貸付を実行することができる。

なお、貸付対象事業費に係る支払いと民間金融機関等からの借入が、当該年度（出納整理期間を含む）までに完了することを確認する必要がある。

② 金銭消費貸借契約締結等の準備

次の書類を作成し、貸付実行の準備を行う。

- ア 地域総合整備資金貸付金の交付に係る状況報告書（様式ウ）
…民間事業者作成
- イ 借入人口座の通知について（様式エ）
…貸付団体作成
- ウ 金銭消費貸借契約証書（案）（様式オ）
…貸付団体作成
- エ 保証書（案）（様式カ）
…民間事業者作成
- オ 印鑑証明書（民間事業者・保証金融機関）、法人登記簿謄本（民間事業者）
及び資格証明書（保証金融機関）

※（様式ウ）、（様式エ）、（様式オ）、（様式カ）は、別冊「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」に収録（財団ホームページにも掲載）。

(3) 起 債 (貸付団体)

貸付に充当する原資の調達(起債)に係る予算措置は、貸付団体において、貸付決定までに行う。

※ 総合的な調査・検討依頼書(様式7)の6, 7及びQ&A 62~65、74参照。

(4) 貸付実行(貸付団体⇒財団⇒民間事業者) [Q&A 88~92参照]

貸付団体は、民間事業者と金銭消費貸借契約を締結した後、財団の指定する口座へ貸付金を振り込み、財団は民間事業者の口座へ貸付金を振り込む。

(5) 完了報告(民間事業者⇒貸付団体⇒財団) [Q&A 102, 103参照]

民間事業者は、貸付対象事業完了後速やかに次の書類を作成し、貸付団体へ提出する。貸付団体は、その写しを財団へ提出する。

- ① 地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書(様式(キ))
- ② 対象施設の完成写真(対象施設の外観、施設内部、機械設備等、貸付対象事業の内容に応じて作成すること。)

3. 償 還

(1) 償 還(民間事業者⇒財団⇒貸付団体) [Q&A 104, 106~109参照]

① 償還日

ふるさと融資の償還方法は元金均等半年賦償還(年2回)で、償還月は決定年度によって異なり、償還期日は5日、15日、25日のいずれかである。

- ・平成28年度予算において初めて貸付決定がなされる事業に係る案件については、原則として「毎年6月25日及び12月25日」とするが、貸付団体及び借入事業者の希望により、他の組合せを設定することも可とする。

この場合は、総合的な調査・検討依頼の段階で相談する。

- ・平成27年度以前からの継続事業に係る案件については、当該事業に係る1年度目案件と同日とする。

{	平成27年度からの継続事業	：	5月25日及び11月25日
	平成26年度	”	：4月25日及び10月25日
	平成25年度	”	：9月5日及び3月5日

- ・平成29年度予算において初めて貸付決定がなされる事業に係る案件については、原則として「毎年7月25日及び1月25日」とする予定である。

② 償還方法

民間事業者は、償還金を財団の口座へ振り込み、その翌日に財団から貸付団体へ振り込む。

(2) 借入金残高状況報告（民間事業者⇒貸付団体）〔Q&A 124参照〕

民間事業者は決算期ごとに借入金残高状況報告書と決算書又は営業報告書を貸付団体に提出する。

なお、貸付団体から財団への提出は要しない。

(3) その他

① 届出事項の変更 〔Q&A 121～123参照〕

住所、法人名、代表者名、届出印鑑、資本金等民間事業者の届出事項に変更があったときは、直ちに変更届（様式（ケ））による届出が必要である。

※ 変更届（様式（ケ））は別冊「貸付予定事業の事務の取り扱いについて」に収録（財団ホームページにも掲載）。

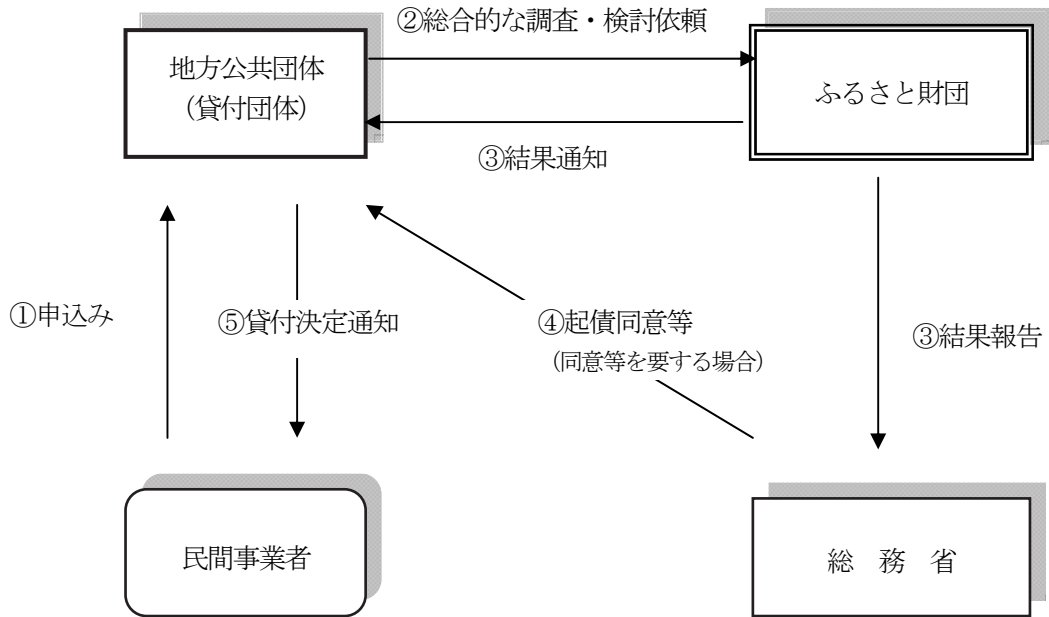
② 民間事業者等の重大な変動に係る協議 〔Q&A 120参照〕

合併、会社分割、事業譲渡、減資等、民間事業者又は保証金融機関の資産や事業の状況に重大な変化がある場合は、事前に貸付団体に報告する義務があるので、債権者である貸付団体が異議を申し立てることができる期間内に財団と協議する。

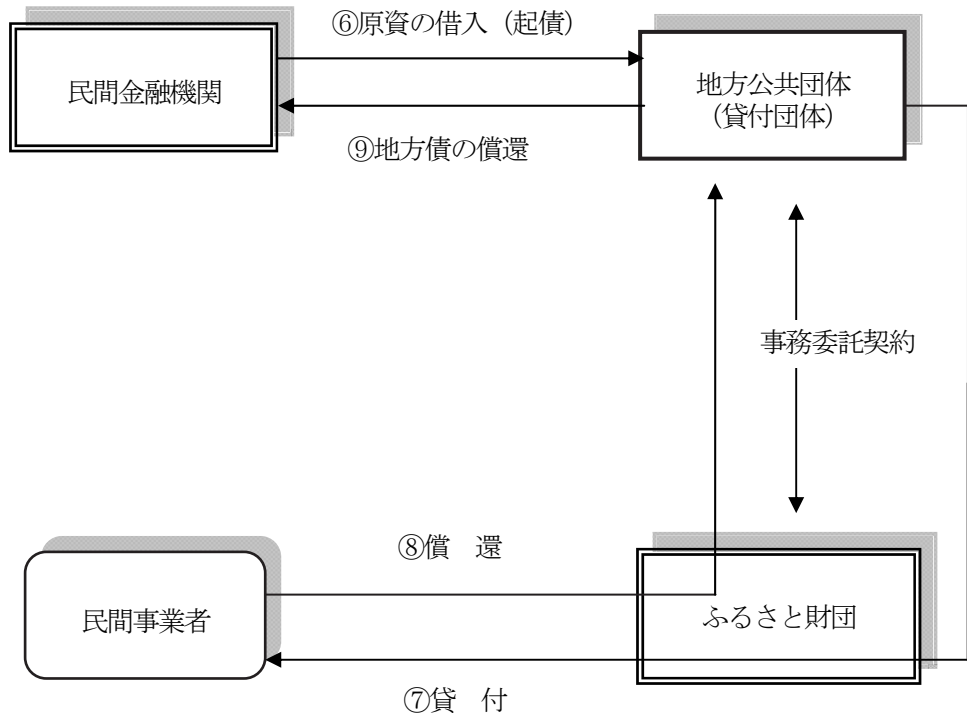
③ 完済 〔Q&A 105参照〕

最終償還が行われた後、貸付団体は債権が消滅したことを確認の上、金銭消費貸借契約証書及び保証書をそれぞれ民間事業者及び保証人に返却する。

【参考】融資の適否の決定までの手続き



【参考】貸付実行と償還の流れ（資金の流れ）



(注) ⑦及び⑧は、「貸付事務包括委託契約」に基づき、ふるさと財団の口座を經由して実行。

第3 ふるさと融資借入申込書類等様式

(様式1)

平成 年 月 日

○ ○ 県(都・道・府)知事 様
△ △ 市(町・村) 長

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円(平成 年度)
- 2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
(事業内容については、別添「事業計画書(様式2)」のとおり。)
- 3 借入希望条件
 - ① 借入希望時期 平成 年 月
 - ② 借入希望期間 年 月(15年以内)
 - ③ 据置希望期間 年 月(5年以内)
- 4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

(様式2)

事業計画書

事業名	(ふりがな)		
事業者名	(ふりがな)		
事業地			
設備の取得等の期間	着工	平成 年 月 日、	完成 平成 年 月 日
稼働予定年月日	平成 年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
貸付対象事業の内容			
敷地(開発)面積	m ²	(うち賃借面積 m ²)	建物構造
建物延床面積	m ²	(うち賃借面積 m ²)	
雇用効果	新規雇用増加数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

事業者概要書

(ふりがな) 事業名							
(ふりがな) 事業者名		(系列) (上場 証 部, 非上場)					
代表者名		略歴 (年生) 兼職					
役員							
資本金・基本財産等 従業員数		百万円 名			設立年月日 創業年月日		
本社所在地							
出資・出捐構成							
主要事業の概要							
主要仕入先				主要販売先			
部門別売上高推移	決算期(年/月)	/ 期 (比率)		/ 期 (比率)		/ 期 (比率)	
	1 対象事業部門 ()	(%)		(%)		(%)	
	2	(%)		(%)		(%)	
	3	(%)		(%)		(%)	
	4	(%)		(%)		(%)	
	5	(%)		(%)		(%)	
その他 共 合 計		(%)		(%)		(%)	
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
今期見込			(%)				
財務状況 / 期	流動資産 (うち現預金) ()	流動負債 (うち借入金) ()	借入金残高 / 期	金融機関等 借入		長期	短期
	固定資産	固定負債 (うち借入金) ()					
	繰延資産	純資産 (うち資本金) ()					
	資産合計						
特記事項等				その他			
				合計			

1 事業計画

項目	時 期	項目	時 期
土地取得（賃貸）	年 月		
土地造成（着工）	年 月	造成（完成）	年 月
工事契約	年 月	支払時期	年 月
〃	年 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	年 月
着工時期	年 月	完成時期	年 月
営業開始時期	年 月		

2 許認可関連（不要の場合は「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（ ）			

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円

4 関係機関担当者一覧

項目	名 称	支 店 名	担 当 者	T E L	F A X
保証機関					
民間金融 機関等借 入金融 機関					

(様式 5)

年度別損益・資金収支計画書

(1) 年度別損益計画—本プロジェクトベース

事業名	事業者名
-----	------

(単位：百万円)

損益計画	a	決算期 (年/月)												合計	備考	
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			/
売上高																<売上高算定根拠>
費用	b															<費用算定根拠>
人件費																
原材料費																
減価償却費																
その他																<その他>
営業利益 (a-b)	c															
支払利息等	d															
経常利益 (c-d)	e															

(注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同期で計画額を記入してもよい。
 ただし、具体的な計画等 (例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等) がある場合には、その事情を加味して記入すること。

(様式5)

年度別損益・資金収支計画書

(2) 年度別損益計画・資金収支計画ー全社ベース

事業名	事業者名
-----	------

(単位：百万円)

損益計画面	売上高	決算期(年/月)												合計	備考		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			/	
費用	a	本プロジェクト															<売上高算定根拠>
		既存事業等															
	b	人件費															
		原材料費															
	c	減価償却費															
		その他															
	d	営業利益(a-b)															
		経常利益															
	e	税引後利益															
	f	利益留保															
資金収支計画面		内部留保(c+e)															<費用算定根拠>
		内部留保累計															
	f	資金収入															
		内部留保															
		長期借入金等															
		本プロジェクト															
		その他															
		社債発行、増資、等															
	g	資金収入計															
		設備投資															
	本プロジェクト																
	その他(更新投資等)																
	長期借入金返還																
	本プロジェクト																
	その他																
	社債償還、等																
h	資金支出計																
i	差引過不足(g-h)																
	過不足累計																

(注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
 2 損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同期で計画額を記入してもよい。
 3 損益計画・資金収支計画の項目名は変更しないこと。また資金収支計画(資金収入計)の「社債発行、増資、等」の内訳を備考欄<その他>に記入すること。

(様式6)

平成 年 月 日

〇〇県知事様
△△市(町・村)長

住所
連帯保証予定者 名称
代表者名

地域総合整備資金貸付に係る意見書

×××× が実施する ○○○○ 事業についての当 の意見は
別紙のとおりです。

なお、 ×××× に対する債権保全のために、貴〇〇県(△△市(町・村))に
損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

(別紙)

項 目	意 見
1 事業者の業績 及び業況	
2 本プロジェクトの 妥当性	
3 総合所見	

(様式7)

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

番
平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 ○ ○ ○ ○
△△市町村長 △ △ △ △

地域総合整備資金貸付に係る総合的な調査・検討依頼書

下記の事業計画については、地域総合整備資金の貸付を検討したいので、関係書類を添えて総合的な調査・検討を依頼します。

記

- 1 事業名： _____
- 2 事業者名： _____ (国・地方公共団体の出資割合： _____%)
- 3 借入協議のあった日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 事業着手(予定)日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 総合的な調査・検討希望年度： 平成 _____ 年度
- 6 ふるさと融資に係る予算措置の状況(予定を含む) ※該当に○印
 - a. 措置済 (() 年度当初予算、 () 年度 () 月補正予算)
 - b. 予定 (() 年度当初予算、 () 年度 () 月補正予算)
- 7 起債の届出・同意等の別 ※該当に○印
 - a. 届出 b. 同意等 (1次 2次)
- 8 事業者に対する地方公共団体の損失補償契約の状況(予定を含む) ※該当に○印
 - a. 貸付予定地方公共団体が、ふるさと融資の連帯保証又はその民間金融機関等借入金に対して損失補償
 - b. 貸付予定地方公共団体以外の地方公共団体が、ふるさと融資の連帯保証又はその民間金融機関等借入金に対して損失補償
 - c. その他地方公共団体による当該事業者に対する損失補償
 - d. 損失補償の予定なし
- 9 事業者の代表者を地方公共団体の長が兼務している場合、金融機関等に対して当該事業者のためにする個人補償の有無(予定を含む) ※該当に○印
 - a. 有 b. 無 c. 兼務していない
- 10 地方公共団体による連帯保証料補助の状況 ※該当に○印 (a bについては概要を記載)
 - a. 実施予定 b. 検討中 c. 未定 d. 実施せず(補助の概要： _____)
- 11 添付資料
 - ①地域振興民間能力活用事業計画、 ②地域総合整備資金貸付要綱
 - ③民間事業者からの提出書類
- 12 貸付予定地方公共団体連絡先
部署名： _____ 担当者名： _____
電話： _____ (内 _____) F A X： _____
E-mail： _____

(様式8)

(単位：百万円)

年度案件

地域振興民間能力活用事業計画

(ふりがな) 貸付対象事業名 (民間プロジェクト名)	()				
貸付予定団体名(事業地域名)	()				
(ふりがな) 民間事業者等名 連帯保証予定者					
	総額	年度分	年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額					
貸付対象事業費 (うち用地取得費)	()	()	()	()	()
(うち付随費用)	()	()	()	()	()
ふるさと融資希望額					
民間金融機関等借入金額					
補助金額					
ふるさと融資比率	%	%	%	%	%
貸付対象事業の概要(設備の取得等の期間：着工 平成 年 月 日～平成 年 月 日)					
敷地(開発)面積 m ² (うち賃借面積 m ²) 建物構造					
建物延床面積 m ² (うち賃借面積 m ²)					
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
当該事業による地域の振興効果等					
稼働時における新規雇用者増加数 人(平成 年 月 日稼働予定)					
(うち直接雇用者増加数 人、うち間接雇用者増加数 人)					
当該市町村の状況		類似団体の類型		財政力指数	
人口 人	高齢化率 %			人口増減率 %	
就業人口 人	1次 %	2次 %	3次 %	人口1人当たり 千円	
事業地における地域指定の状況(該当箇所には○を付ける)	過疎・みなし過疎 離島 特別豪雪 地域再生計画認定地域 定住自立圏 東日本大震災被災地域 連携中枢都市圏				
貸付団体の財政状況	標準財政規模 百万円		財政力指数		
経常収支比率 %	実質公債費比率 %				

番 号
年 月 日

民 間 事 業 者 宛

〇 〇 県 知 事
△△市 (町・村) 長

地域総合整備資金貸付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、
下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

(条件変更の場合)

平成 年 月 日付けで申請のあった標記資金の借入内容変更については、
下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業名 〇 〇 〇 〇 事業
- 3 貸付年度 平成 年度
- 4 償還日 第1回 年 月 日 (金額 円)
最終回 年 月 日 (金額 円)
- 5 連帯保証者 住 所
法人名

(* 貸付条件に変更がある場合には、当該事項に (変更後) と記入。

(様式10)

平成 年 月 日

○ ○ 県(都・道・府)知事 様
△ △ 市(町・村)長

郵便番号
住 所
名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込内容変更書

地域総合整備資金の借入申込内容(事業名)を下記のとおりに変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更箇所(該当する欄のみ記入)

項目	変更前	変更後
借入希望額	金 百万円	金 百万円
償還日	第1回 年 月 日 (金額 円) 最終回 年 月 日 (金額 円)	第1回 年 月 日 (金額 円) 最終回 年 月 日 (金額 円)
連帯保証人	法人名	法人名
その他 ()		

2 添付資料

設備投資等及び資金調達計画書(様式4-1)

第4 ふるさと融資借入申込書類等 記載例及び記載要領

(様式2)

事業計画書

事業名	かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう 観光和菓子工場建設事業		
事業者名	株式会社 ふるさと菓子舗		
事業地	ふるさと市本町1-2-3		
設備の取得等の期間	着工 平成28年11月10日、 完成 平成29年10月10日		
稼働予定年月日	平成 29年 12月 10日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
<ul style="list-style-type: none">・ 当社の創業300年記念事業として、地元の伝統文化である和菓子を広く知らしめるための施設を建設するものである。・ 安定した需要に支えられてはいるが、販路拡大には、観光客にアピールする施設づくりが必要。・ 伝統を大切にしながら時代のニーズにマッチした事業展開を目指す当社経営方針に沿った事業計画である。			
貸付対象事業の内容			
<ul style="list-style-type: none">・ ふるさと城大手門前に、観光客を対象とした観光工場（5,000㎡）を建設する。・ 施設内では、当社及び他社の製品について、その製造技術を実演により紹介し、イメージアップによる集客・宣伝効果を狙う。・ 一角にて、郷土料理レストラン及び和風喫茶（併せて1,000㎡、100席）を併営する。			
敷地（開発）面積	15,000㎡（うち賃借面積 — ㎡）	建物構造	鉄筋コンクリート
建物延床面積	5,000㎡（うち賃借面積 — ㎡）		3階建て
雇用効果	新規雇用増加数	稼働時	35人
	うち直接雇用	稼働時	35人、間接雇用 稼働時 人
その他の関連事業の内容			
<ul style="list-style-type: none">・ 当社創業300年記念事業<ol style="list-style-type: none">1 本件 ふるさと和菓子ランドの建設2 別途 機械化に向けての研究開始（研究センター設置） 販路開拓、商品開発のため、東京・日本橋に直営店出店予定			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			
<ul style="list-style-type: none">・ 地元和菓子業が集積することにより、観光客の利便性が増大し、相乗的に販路拡大につながるものと期待できる。・ 当地域の伝統的な産業である和菓子をその製造技術とともに広くPRすることは、地域にとってもイメージアップ効果が大きいものとする。			

(様式2) 事業計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	民間事業者
2. 事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地方公共団体における名称を記載する。 ・事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	貸付を受ける法人名を記載する。
4. 設備の取得等の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象事業費に算入する事業費の発生する期間を記載する。 ・通常は建設工事請負契約書記載の工期を記載する。 (注) 土地売買契約や造成工事請負契約を締結し、貸付対象事業費に算入する場合は、その契約日或いは着手日を着工日とする。 ⇒用地取得費を貸付対象事業費に参入する場合、当該用地取得に係る契約日が「設備の取得等の期間」内に入っていることを提出に際して確認する。
5. 稼動予定年月日	貸付対象事業の開始予定年月日を記載する。
6. 貸付対象事業を含む～位置づけ	設備投資計画につき、民間事業者の経営戦略を簡潔に記載する。
7. 貸付対象事業の内容	事業内容を簡潔に記載する。 (例) 事業地、具体的な設備内容、生産品、具体的なサービス内容、投資目的とその効果 等
8. 敷地(開発)面積ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認通知書に記載された数値、構造を記載する(面積は小数点以下を四捨五入)。 (注) 貸付対象事業が事業全体の一部の場合は、建物延床面積に共用部分を含めて面積按分した数値を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容によっては、開発面積等の言葉に変えて記載する。
9. 雇用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の稼動時に創出される新規雇用数を記載する。 ・パート等の場合は常勤換算(1日8時間勤務)して記載する。 ・間接雇用は事業者が直接雇用しないものを記載する。但し、直接雇用の人数が要綱で定める雇用要件を満たす場合は記載しない。 (例) 業務委託、テナントビル建設における入居者の新規雇用数など <ul style="list-style-type: none"> ・雇用要件につき精査が必要なものは別紙で新旧比較表を作成する(様式任意)。 (例) 増築、増設、移転案件(事業)など
10. その他関連事業の内容	貸付対象事業に関連して実施される民間事業者の事業があれば記載する。
11. 地域振興の効果及び～考え方	貸付対象事業及び関連事業による具体的な地域振興効果、民間事業者の考える地域貢献策等今後の地域との関係に主眼をおいて記載する。

(ふりがな) 事業名		かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう 観光和菓子工場建設事業																									
(ふりがな) 事業者名		株式会社 ふるさと菓子舗		(系列) ———		(上場 証 部, (非上場))																					
代表者名		代表取締役 山田一郎 略歴 昭和37年△△高校卒後、家業(菓子製造)に従事 (昭和20年生) 兼職 ふるさと市菓子業連盟常任理事																									
役員		◎専務取締役 田中和男(昭和12年生、△△高校卒、□□百貨店勤務を経、昭40入社) ○常務取締役 山田二郎(昭和22年生、△△高校卒、当社入社、山田一郎の弟) ○△(取)経理部長 山田三郎(昭和25年生、△△大学卒、当社入社、山田一郎の弟)																									
資本金・基本財産等 従業員数		25 百万円 75 名		設立年月日 昭和30年4月 創業年月日 元禄年間																							
本社所在地		ふるさと市本町1-2-3																									
出資・出捐構成		<table border="1"> <tr> <td>山田一郎</td> <td>300千株 (60%)</td> <td>山田和子(社長妻)</td> <td>25</td> <td>(5%)</td> </tr> <tr> <td>山田二郎(社長弟)</td> <td>50 (10%)</td> <td>山田正子(社長妹)</td> <td>25</td> <td>(5%)</td> </tr> <tr> <td>山田三郎(〃)</td> <td>50 (10%)</td> <td>山田昭子(社長妹)</td> <td>20</td> <td>(4%)</td> </tr> <tr> <td>田中和男</td> <td>25 (5%)</td> <td>山田明子(社長長女)</td> <td>5</td> <td>(1%)</td> </tr> </table>						山田一郎	300千株 (60%)	山田和子(社長妻)	25	(5%)	山田二郎(社長弟)	50 (10%)	山田正子(社長妹)	25	(5%)	山田三郎(〃)	50 (10%)	山田昭子(社長妹)	20	(4%)	田中和男	25 (5%)	山田明子(社長長女)	5	(1%)
山田一郎	300千株 (60%)	山田和子(社長妻)	25	(5%)																							
山田二郎(社長弟)	50 (10%)	山田正子(社長妹)	25	(5%)																							
山田三郎(〃)	50 (10%)	山田昭子(社長妹)	20	(4%)																							
田中和男	25 (5%)	山田明子(社長長女)	5	(1%)																							
主要事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代から続く、和菓子の老舗。特に練り菓子は全国的にも知られている。 ・地元のみならず、首都圏百貨店を通じての販売にも注力している。 ・本社・工場を市内郊外に所有し、小規模ながら甘味喫茶を市中心部にて営業 ・工場製造能力：生菓子15万個/月、工場敷地：10,000㎡ 																									
主要仕入先		中田製粉(株) [小麦粉・片栗粉] ふるさと市農協 [米・小豆・大豆]		主要販売先		□□百貨店 30% △△百貨店 20% 一般顧客 50%																					
部門別売上高推移	決算期(年/月)	26/3期 (比率)		27/3期 (比率)		28/3期 (比率)																					
	1 対象事業部門 ()	(%)		(%)		(%)																					
	2 生菓子	1,500 (65%)		1,500 (63%)		1,530 (64%)																					
	3 干菓子	500 (22%)		550 (23%)		550 (23%)																					
	4 喫茶	300 (13%)		320 (14%)		320 (13%)																					
	5	(%)		(%)		(%)																					
その他 合計		2,300 (100%)		2,370 (100%)		2,400 (100%)																					
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却																				
26/3期	2,300	1,300	230 (10.0%)	200	90	30	47																				
27/3期	2,370	1,370	233 (9.8%)	205	95	35	50																				
28/3期	2,400	1,400	228 (9.5%)	200	90	40	45																				
今期見込	2,450	1,450	230 (9.4%)	210	110	35	42																				
財務状況 28/3期	流動資産 (うち現預金)	1,100 (520)	流動負債 (うち借入金)	1,065 (400)	借入金残高 28/3期	金融機関等 借入																					
	固定資産	340	固定負債 (うち借入金)	200 (200)		A銀行	400	200 200																			
	繰延資産		純資産	175		B銀行	100		100																		
	資産合計	1,440	(うち資本金)	(25)		C信託銀行	50		50																		
						D信用金庫	50		50																		
						その他																					
特記事項等	売上高は安定している。 ここ数年間、設備投資をほとんど実施していない。 損益状況に目立った点はない。			合計				600	200	400																	

(様式3) 事業者概要書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	民間事業者
2. 事業名	事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	貸付を受ける法人名を記載する。 企業系列があれば系列名を、上場(店頭公開)している場合はその旨を記載する。
4. 代表者名	正式な肩書きを名前の前に記載する。 略歴・兼職を簡潔に記載する。欄が不足する場合は別紙に記載する。 (但し、「別紙記載」との文言は当欄に記載しない。)
5. 役員	代表者名は記載不要。 主要役員の名前、氏名、生年、略歴、兼職状況を記載する。 代表権を有する場合は◎、常勤の場合は○、財務担当の場合は△を肩書きの前に記載する。欄が不足する場合は別紙に記載する。 (但し、「別紙記載」との文言は当欄に記載しない。)
6. 資本金・基本財産等	最新時点の資本金(財団法人、社会福祉法人等の場合は基本財産等)を記載する。
7. 従業員数	直近期末のものを記載する。新規雇用数の説明との整合を図ること。 税務申告に添付する法人事業概況説明書の「期末従事員等の状況」の計の数字を記載してもよい。
8. 設立年月日 創業年月日	設立年月日は登記上の年月日を記載する。 設立日と創業日が異なる場合は創業年月日も記載する。
9. 本社所在地	登記上の本社を記載する。
10. 出資・出捐構成	上位5名についてシェア(小数点第1位を四捨五入)、事業者との関係(続柄)等を記載する。 地方公共団体等の公的機関又は、J R、N T T等旧政府系企業の出資がある場合は、シェアにかかわらず全て記載する。財団等の場合は大口寄付先を記載する。
11. 主要事業の概要	主力事業等の内容及び業績を簡潔に記載する。 製造業においては、主要製品生産能力等、非製造業においては、販売面積等を記載する。
12. 主要仕入先、主要販売先	商品別(部門別)に上位3社の企業名、シェアを記載する。 小売業の場合は、「一般顧客100%」という記載も可。
13. 部門別売上高推移	・直近3期の売上高推移を商品別(部門別)に記載する。比率は、小数点第1位を四捨五入する。決算期は、左から古い順に、26/3期、27/3期、28/3期と記載する。 ・対象事業部門は貸付対象事業として予定している事業部門を記載する。 ・カッコ内は、事業部門の具体的な名称を記載する。
14. 損益状況	・直近3期の損益推移を記載する。下側が直近とする。今期見込は必ず記載する。(同利益率)は小数点第2位を四捨五入する。 ・「(様式5)年度別損益及び資金収支計画書」の数値との整合を図ること。「売上高」・「営業利益」・「経常利益」・「税引後利益」の4項目は一致することに注意する。 ※社会福祉法人の場合は、「売上総利益」は空欄のこと。 ・直近3期中に法人成りした場合は、直近3期が連続するように記載する。 ・個人事業主の時期は○/12期と記載する。
15. 財務状況	直近決算期の財務状況を記載する。
16. 借入金残高	直近決算期の借入状況を記載する。財務状況欄の借入金の金額との整合を図ること。 長期借入金のうち、1年以内の返済予定分も長期欄に記載する。 ふるさと融資の既借入がある場合は、「ふるさと融資(貸付団体名)」と記載する。 個人からの借入金がある場合も記載する。 割引手形の残高は記載しない。
17. 特記事項等	損益変動要因等を簡潔明瞭に記載する。 法人成り等が直近3期中にあれば、その旨を記載する。
18. その他	金額は百万円単位(端数処理は任意)で記載する。

(様式4-1)

設備投資等及び資金調達計画書

平成28・29年度案件

事業名		観光和菓子工場建設事業		事業者名		株ふるさと菓子舗		(単位:百万円)				
設備投資等内訳	費用区分	所要額	支払いベース					備考				
			28年度	29年度	年度	年度	年度					
貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費 A	200	200								
		事務所棟建設費	100	50	50							鉄筋コンクリートH28/9契約
		工場棟建設費	300	100	200							金属造H28/9契約
		電気・空調等設備費	100	50	50							H28/6見積
		機械設備費	200	50	150							菓子類製造用
		外構・駐車場整備費	100		100							コンクリート敷一部インガ敷
		設計費	100	50	50							H28/9契約
		計 B	1,100	500	600	0	0	0				
		付随費用	人件費	0								
			賃借料	0								
		保険料	0									
		固定資産税	0									
		支払金利	0									
		リース料	0									
		計 C	0	0	0	0	0	0				
		計(B+C) D	1,100	500	600	0	0	0				
貸付対象外事業費		用地取得費	100	100								
			0									
			0									
		消費税	45	15	30							
		計 E	145	115	30	0	0	0				
		合計(D+E) F	1,245	615	630	0	0	0				
		付随費用の比率(%) C/D×100	0	0	0							

資金調達内訳	資金区分	調達額	調達のベース					備考		
			28年度	29年度	年度	年度	年度			
貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 G	370	175	195				保証料率0.5%	
		S機構	200	100	100					
		A銀行	160	60	100					
		B銀行	100	50	50					
		C信託銀行	100	50	50					
		D信用金庫	70	15	55					
			0							
			0							
			計 H	630	275	355	0	0	0	
			計(G+H) I	1,000	450	550	0	0	0	
その他	補助金 J	30	0	30						
	借入金計	0								
	自己資金	70	50	20						
	その他()	0								
		計 K	70	50	20	0	0	0		
		計(I+J+K) L	1,100	500	600	0	0	0	Dと一致すること	
貸付対象外事業費		借入金計	0							
		自己資金	145	115	30					
		その他()	0							
		計 M	145	115	30	0	0	0		
		合計(L+M) N	1,245	615	630	0	0	0	Fと一致すること	
		融資比率(%) G/(L-J)×100	34.6	35.0	34.3					

(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	民間事業者
2. 様式右肩 (年度案件)	当該年度に総合的な調査・検討を依頼する事業実施年度(地方公共団体における予算ベースの年度)を記載する。 (注)記載例は28年度に28年度及び29年度の2か年度分の調査・検討を依頼する場合
3. 事業名	事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注)事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
4. 事業者名	貸付を受ける法人名を記載する。
5. 単位	金額は百万円で記載する。 付随費用の比率、融資比率は小数点以下第1位まで記載する(小数点以下第2位を切り上げ)。 保証料率は、小数点以下第2位まで記載する。
6. 年度区分	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の会計年度区分に従って記載する(4/1～翌年3/31)。民間事業者の決算期が3月でない場合は、特に注意する。 ・「設備投資等の総額」は事業費の現金支払時期、「資金調達内訳」は資金調達の調達時期に応じて記載する。(支払ベース) ・「設備投資等の総額」合計と「資金調達内訳」合計が一致(F=N) ・「設備投資等の総額」の「貸付対象事業費」計と「資金調達内訳」の「貸付対象事業費」計が一致(D=L) ・「設備投資等の総額」の「貸付対象外事業費」計と「資金調達内訳」の「貸付対象外事業費」計が一致(E=M)
7. 設備投資等の総額	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の取得等の費用区分は、契約書毎、同一の耐用年数毎、設備毎等適宜分けて記載する。 ・備考欄には、契約日付、設備投資等の算出根拠、構造等を記載する。 ・「付随費用」の欄は、設備の取得に伴い貸付対象事業の着工から完了までに支出する費用のうち「人件費・賃借料・保険料・固定資産税・支払金利・リース料」に限定されており、当該項目は変更しない。また当該付随費用以外の運転資金についてはこの表に記載しない。 ・「貸付対象外事業費」欄の費用項目は、用地取得費、付随費用、消費税等を記載する。
8. 資金調達内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の決算期が3月の場合、Iの欄は「(様式5) 年度別損益・資金収支計画書 (2) 年度別損益計画・資金収支計画—全社ベース」の「資金収支計画 資金収入 長期借入金等 本プロジェクト」の欄と一致する。 ・Jの欄の「補助金」は、「(様式4-2) 設備投資等及び資金調達計画書 附表3」の補助金額と一致する。 ・「その他」欄及び「貸付対象外事業費」欄の借入金計は、民間金融機関等借入金に含まれない借入金の合計額を記載し、備考欄に借入先の名称を記載する。
9. その他	記入欄が不足する場合は、本様式には合計額を記載し、別途明細を作成すること。

1 事業計画

項目	時期	項目	時期
土地取得（賃貸）	28年11月		
土地造成（着工）	年 月	造成（完成）	年 月
工事契約	28年12月	支払時期	29年3月
〃	28年12月	〃	29年12月
〃	年 月	〃	年 月
着工時期	28年11月	完成時期	29年10月
営業開始時期	29年12月		

2 許認可関連（不要の場合は内容欄に「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（住民説明）	農地転用	農業委員会	平成28年11月済
	工場、飲食店舗	ふるさと県	平成28年11月予定
	不要		
	住民説明	ふるさと自治会	平成28年10月済

3 国・地方公共団体からの補助金（ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助金を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。）

補助者 ふるさと市 補助金名 ふるさと補助金 補助金額 30 百万円
 補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円

4 関係機関担当者一覧

項目	名称	支店名	担当者	T E L	F A X
保証機関	A 銀行	A 支店	鈴木	XXXX-XX-AAAA	XXXX-XX-AAAX
民間金融 機関等借 入金融 機関	S 機構	S 支店	高橋	XXXX-XX-SSSS	XXXX-XX-SSSX
	A 銀行	A 支店	鈴木	XXXX-XX-AAAA	XXXX-XX-AAAX
	B 銀行	B 支店	田中	XXXX-XX-BBBB	XXXX-XX-BBBX
	C 信託銀行	C 支店	渡辺	XXXX-XX-CCCC	XXXX-XX-CCCX
	D 信用金庫	D 支店	伊藤	XXXX-XX-DDDD	XXXX-XX-DDDX

(様式4-2) 設備投資等及び資金調達計画書 付表

項目	記載内容及び留意事項
1. 「1 事業計画」	<p>工事契約は、建築関連工事の契約の年月を記載する。未契約の場合は予定時期を記載する。</p> <p>着工時期は予定時期（年月）を記載する。</p> <p>支払時期は予定時期（年月）を記載する。</p> <p>完成時期は予定時期（年月）を記載する。</p> <p>（注）時期の記載にあたっては、他の様式との整合に留意すること。</p>
2. 「2 許認可関連」	<p>許認可は、不要の場合はその旨を記載する。必要な場合は、その内容と済か否かを記載する。今後許認可を取得する場合は予定時期を記載する。</p>
3. 「3 国・地方公共団体からの ・・・具体的に記入すること。」	<p>本欄に記載する補助金がある場合は、「(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書」に記載する補助金との整合を図ること。</p>

(様式5)

年度別損益・資金収支計画書

(1) 年度別損益計画—本プロジェクトベース

事業名	事業者名
観光和菓子工場建設事業	株式会社と菓子舗

(単位：百万円)

	決算期(年/月)												合計	備考			
	29/3	30/3	31/3	32/3	33/3	34/3	35/3	36/3	37/3	38/3	39/3	40/3			41/3	42/3	43/3
売上高	0	105	372	382	393	403	415	415	416	416	416	417	417	417	418	5,402	売上高算定根拠) 年間入場者数 300千人 年間イトリノ利用 75千人
生菓子		55	170	175	180	185	190	190	190	190	190	190	190	190	190	2,475	①生菓子 1,000円×170千個
干菓子		18	75	77	80	82	85	85	85	85	85	85	85	85	85	1,097	=170百万円
イトリノ・喫茶		28	112	115	118	120	124	124	124	124	124	124	124	124	124	1,609	②干菓子 1,000円×75千個
賃貸料収入		4	15	15	15	16	16	16	17	17	17	17	18	18	19	221	=75百万円
																0	③イトリノ 1,500円×100席×3回転 ×250日=112.5百万円
費用	0	79	355	351	350	348	357	350	344	337	332	327	322	319	318	4,489	④賃貸料 5,000円×250坪× 12ヶ月=15百万円 フル稼働する
人件費		34	140	145	150	153	158	158	158	158	158	158	158	158	158	2,044	平成31/3期を基準とし、①②③は
原材料費		25	88	90	93	96	99	99	99	99	99	99	99	99	99	1,283	以後は年率3%の777を見込む。
減価償却費				87	76	67	59	50	43	37	30	25	20	15	11	532	
その他			20	40	40	40	40	50	50	50	50	50	50	50	50	630	費用算定根拠) 対売上高比率を、原材料費40%、 人件費25%とした。減価償却費は
営業利益(a-b)	0	26	17	31	43	55	58	65	72	79	84	90	95	98	100	913	定率法。建物●年、製造設備●年
支払利息等	10	43	43	40	38	35	32	30	27	24	21	17	14	10	5	389	
経常利益(c-d)	-10	-17	-26	-9	5	20	26	35	45	55	63	73	81	88	95	524	

- (注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画について記載すること。その際利用しない列については削除すること。
2 計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同額で計画額を記入してもよい。
ただし、具体的な計画等（例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等）がある場合には、その事情を加味して記入すること。

(様式5)

年度別損益・資金収支計画書

(2) 年度別損益計画・資金収支計画－全社ベース

事業名	観光和菓子工場建設事業	事業者名	㈱ふるさと菓子舗
-----	-------------	------	----------

(単位：百万円)

	決算期 (年/月)												合計	備考			
	29/3	30/3	31/3	32/3	33/3	34/3	35/3	36/3	37/3	38/3	39/3	40/3			41/3	42/3	43/3
売上高	2,450	2,600	2,912	2,992	3,038	3,048	3,060	3,060	3,061	3,061	3,061	3,062	3,062	3,062	3,063	44,582	売上高算定根拠) ①本件プロジェクト年度別損益計画－本プロジェクトへの記載のとおり。
費用	2,450	2,495	2,540	2,610	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	2,645	5,402	②既存事業等30/3期は前期比1.8%増、以降1.8%、2.8%、1.3%と増加し、34/3期からは横ばいを計画。
損益計	2,220	2,487	2,623	2,678	2,715	2,711	2,708	2,708	2,700	2,691	2,683	2,675	2,668	2,662	2,658	39,190	③減価償却費定率法建物 ●年、製造設備 ●年
営業利益(a-b)	1,000	1,088	1,108	1,140	1,163	1,166	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	17,186	
経常利益	980	1,140	1,150	1,185	1,210	1,213	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	17,840	
利益留保	42	39	125	113	102	92	81	71	63	54	46	38	31	25	21	943	
内部留保(c+e)	198	220	240	240	240	240	250	250	250	250	250	250	250	250	250	3,628	
内部留保累計	230	113	289	314	323	337	342	352	361	370	378	387	394	400	405	4,995	
資金収入	210	45	223	253	266	285	295	310	325	339	352	367	380	393	404	4,447	
長期借入金等	110	25	123	153	154	157	166	171	174	193	191	196	210	213	222	2,458	
その他	35	25	73	103	104	107	116	121	124	143	141	146	160	163	172	1,733	
社債発行、増資等	77	64	198	216	206	199	197	192	187	197	187	184	191	188	193	2,676	
資金支出	77	141	339	555	761	960	1,157	1,349	1,536	1,733	1,920	2,104	2,295	2,483	2,676		
設備投資	450	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	2,676	
内部留保	68	72	198	216	206	199	197	192	187	197	187	184	191	188	193	2,676	
長期借入金返還	595	686	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	2,676	
その他	510	610	40	40	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	1,000	
社債償還、等	500	600	40	40	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	1,000	
資金支出計	10	10	100	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	0	
差引過不足(g-h)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	140	
過不足累計	18	22	140	130	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	40	
	548	652	58	86	86	79	77	72	67	77	87	114	121	128	133	2,550	
	47	34	139	225	311	390	467	539	606	683	770	884	1,005	1,133	1,266	1,266	
	47	81	139	225	311	390	467	539	606	683	770	884	1,005	1,133	1,266	1,266	

(注) 1 今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間の損益計画については前年同期で計画額を記入してもよい。

2 損益計画を記載するに当たって、5年間経過後については前年同期で計画額を記入してもよい。

ただし、具体的な計画等(例えば、本プロジェクトの第2期追加投資の増収効果等)がある場合には、その事情を加味して記入すること。

3 損益計画・資金収支計画の項目名は変更しないこと。また資金収支計画(資金収入計)の「社債発行、増資、等」の内訳を備考欄<その他>に記入すること。

(様式5) 年度別損益・資金収支計画書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	民間事業者
2. 事業名	事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
3. 事業者名	貸付を受ける法人名を記載する。
4. (1) 及び (2) の共通事項	民間事業者の決算期ベースで記載する。 記載期間は、今期以降、ふるさと融資が終了する決算期までの全期間である。 金額単位は、百万円単位で記載する。百万円未満は四捨五入。
5. (1) 年度別損益計画－ 本プロジェクトベース	<ul style="list-style-type: none"> ・本件設備投資等（本件プロジェクト）のみの損益計画を記載する。 ・売上高の a 欄には合計額、その下の空欄には部門別、商品別等の金額を記載する。 ・人件費は、本件プロジェクトに係る新規雇用を踏まえた金額を記載する。 ・備考欄には、収支計画の根拠等について簡潔に記載する。減価償却費については、定額法・定率法など具体的な償却方法と償却期間を明示する。 ・備考欄が不足する場合は、別途明細を作成する（様式任意）。
6. (2) 年度別損益計画・資金収支計画 全社ベース	<ul style="list-style-type: none"> ・本件設備投資等（本件プロジェクト）を含む全社ベースの損益計画を記載する。 ・利益留保は税引後当期利益から支払配当・役員賞与等社外流出を差し引いた金額を記載する。 ・損益計画の内部留保と資金収入の内部留保は一致させること。 ・資金収入の長期借入金及び資金支出の長期借入金返還の「本プロジェクト」欄はふるさと融資と民間金融機関等借入金を合算した数字 ・備考欄には、収支計画の根拠（売上高算定根拠、費用算定根拠）等について簡潔に記載する。減価償却費については、定額法・定率法など具体的な償却方法と償却期間を明示する。 ・備考欄が不足する場合は、別途明細を作成する（様式任意）。

(様式1) 地域総合整備資金借入申込書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	民間事業者
2. 宛名	貸付団体である都道府県知事又は市町村長
3. 申込者	登記上の「住所」、「名称」、「代表者名」を記載のうえ、捺印する。
4. 貸付年度	地方公共団体における予算ベースの年度を記載する。
5. 事業名	事業名は固有の名称は入れず、全ての様式で統一して記載する。 (注) 事業名は地方公共団体との調整で修正されることがあるので留意。
6. 貸付金の額	地域総合整備資金の借入申込額及び借入希望年度を記載する。 貸付対象事業が年度を越えて実施される場合で、2年度分の総合的な調査・検討を希望する場合は、それぞれ年度毎に借入申込書を作成する。 (注) 「(様式4-1) 設備投資等及び資金調達計画書」の「地域総合整備資金G」との整合に留意すること。
7. 連帯保証予定者名	連帯保証予定者の登記上の法人名を記載する。
8. その他留意事項	財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

(様式6) 地域総合整備資金貸付に係る意見書

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証予定者。 ・連帯保証を予定(事実上の内諾、内定)する金融機関の機関決定を経た意思を表明してもらうもの。そうした意思表示を本文書で行うもので、金融機関の手続として代表者名で文書発信する場合は、頭取名で作成、提出。支店長名等で文書発信する金融機関にあつては、支店長名、担当役員名、部長名等で作成、提出する。
2. 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証予定者である金融機関での機関決定・手続が必要であるため、民間事業者は、時間的余裕をもって作成の依頼をしておくこと。 ・財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

(様式10) 地域総合整備資金借入申込内容変更書

項目	留意事項
1. 留意事項	財団には写しを提出し、原本は地方公共団体で保存すること。

(様式8)

(単位：百万円)

地域振興民間能力活用事業計画

平成28・29年度案件

(ふりがな) 貸付対象事業名 (民間プロジェクト名)	かんこうわがしこうじょうけんせつじぎょう 観光和菓子工場建設事業 (ふるさと和菓子ランド建設事業)				
貸付予定団体名(事業地域名)	ふるさと県ふるさと市 (ふるさと県ふるさと市)				
(ふりがな) 民間事業者等名	かしほ 株式会社ふるさと菓子舗				
連帯保証予定者	ふるさと銀行ふるさと支店				
	総額	28年度分	29年度分	年度分	年度分
設備投資等の総額	1,245	615	630		
貸付対象事業費 (うち用地取得費)	1,100 (200)	500 (200)	600 ()		
(うち付随費用)	()	()	()		
ふるさと融資希望額	370	175	195		
民間金融機関等借入金額	630	275	355		
補助金額	0	0	0		
ふるさと融資比率	34.6%	35.0%	34.3%	%	%
貸付対象事業の概要(設備の取得等の期間：着工 平成28年11月10日～平成29年10月10日)					
(1) ●●城大手門前に、観光客を対象とした和菓子の観光工場を建設する。					
(2) 工場内では、当地伝統の各種和菓子の製造工程や技術を、実演を交えながら紹介する。また、一角で郷土料理レストラン、甘味喫茶を営業する。					
(3) 本件の事業主体である(株)ふるさと菓子舗は、本市和菓子業の中心的存在であり、観光工場内では当事業者のみならず、地元和菓子全般の紹介及びテナント貸し(当事業者にとっては賃料収入)による地元和菓子業社各社製品の実演販売も行う。					
敷地(開発)面積	15,000m ²	(うち賃借面積	— m ²)	建物構造	鉄筋コンクリート
建物延床面積	5,000m ²	(うち賃借面積	— m ²)		3階建
当該団体において支援しようとする趣旨・目的					
当該事業の基本計画等での位置づけ等					
市の総合計画においては、伝統産業を活かしたまちづくりを基本に「伝統の技を伝える城下町」づくりを目指しており、●●城周辺の観光開発は大きな柱である。「ふるさと和菓子ランド事業」は、整備中の歴史公園とともに本市観光開発の核の一つとして本市の基本構想で位置づけているところである。					
当該事業による地域の振興効果等					
和菓子は、本市が全国に誇れる地場伝統産業のひとつである。本プロジェクトにより、和菓子メーカー各社それぞれの特色等を観光客にPRすることが可能となり、販路の拡大、ひいては地元一次製品の消費拡大が期待できると共に、本市和菓子さらには本市観光全体のイメージアップが図られる。					
稼働時における新規雇用者増加数	35人(平成29年12月10日稼働予定)				
(うち直接雇用者増加数	35人、	うち間接雇用者増加数	—人)		
当該市町村の状況	類似団体の類型	Ⅱ-2	財政力指数	0.69	
人口	63,106人	高齢化率	16.8%	人口増減率	3.4%
就業人口	30,100人	1次	10.2%	2次	23.5%
		3次	66.3%	人口1人当たり所得	2,700千円
事業地における地域指定の状況(該当箇所には○を付ける)	過疎・みなし過疎	離島	特別豪雪		
	地域再生計画認定地域	定住自立圏	東日本大震災被災地域		
	連携中枢都市圏				
貸付団体の財政状況	標準財政規模	10,801百万円	財政力指数	0.69	
経常収支比率	81.0%	実質公債費比率	16.5%		

(様式8) 地域振興民間能力活用事業計画

項目	記載内容及び留意事項
1. 作成者	地方公共団体
2. 様式右肩 年度案件	当該年度に総合的な調査・検討を依頼する事業実施年度（地方公共団体における予算ベースの年度）を記載する。 (注) 記載例は28年度に28年度及び29年度の2か年度分の調査・検討を依頼する場合
3. 貸付対象事業名(民間プロジェクト名)	・当該地方公共団体における名称を記載する。カッコ内に民間事業者等におけるプロジェクトの名称を記載する。なお、貸付対象事業名は、様式6の記載とも一致すること。 ・事業名に具体的な施設名等固有の名称は入れない。 例) ○特別養護老人ホーム建設事業 ×特別養護老人ホーム「●●の里」建設事業 上記を踏まえた事業名とし、事業名を修正した場合、各様式例の事業名も同様に修正されていることを提出前に確認する。
4. 貸付予定団体名(事業地域名)	・貸付を行う予定の地方公共団体名を記載する。 ・市町村の場合は、都道府県名から記載する。 ・カッコ内に当該プロジェクトを実施する市町村名を記載する。
5. 民間事業者等名	貸付を受ける法人名を記載する。
6. 連帯保証予定者	連帯保証をする予定の金融機関名を記載する。
7. 設備投資等の総額	様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のFの欄の数値を転記する。
8. 貸付対象事業費 (うち用地取得費) (うち付随費用)	様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のD、A、Cの欄の数値を転記する。
9. ふるさと融資希望額	様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のGの欄の数値を転記する。
10. 民間金融機関等借入金額	様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のHの欄を転記する。
11. 補助金額	様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」のJの欄を転記する。
12. ふるさと融資比率	様式4-1「設備投資等及び資金調達計画書」の融資比率を転記する。 (小数点第2位以下を切り上げ)
	(注) 7～12の記載にあたっては、年度区分も一致させること。但し、出納整理期間(次年度の4/1～5/31)の収支分については、事業実施年度(地方公共団体における予算ベースの年度)に記載する。
13. 貸付対象事業の概要	・様式2「事業計画書」に基づき記載する。 ・敷地(開発)面積(うち賃借面積)、建物延床面積(うち賃借面積)、及び建物構造の3項目は、様式2と一致する。
14. 当該団体に～趣旨・目的 当該事業の基本計画等での位置づけ 当該事業による地域の振興効果等	当該地方公共団体の政策の中での位置づけを記載する。 当該地方公共団体が特に期待する地域振興効果等を記載する。
15. 稼働時における新規雇用増加数	本事業により新たに生じる雇用者の数を記載する。 (パート等の場合は常勤換算(1日8時間勤務)のこと。) カッコ内に直接雇用、間接雇用の内訳を記載する。 間接雇用は事業者が直接雇用しないものを記載する。但し、直接雇用の人数が要綱で定める雇用要件を満たす場合は記載しない。
16. 当該市町村の状況 類似団体の類型 財政力指数 人口 高齢化率 人口増減率 就業人口 人口1人当たり所得 事業地における地域指定の状況	事業地の市町村の類似団体の類型を記載する。 直近の「市町村別決算状況調」(総務省自治財政局財務調査課作成)の数値を記載する。 前年度末の住民基本台帳の人口を記載する。 直近のデータを記載する。 直近の国勢調査人口と前々回のものとの増減率を記載すること。 市町村合併があった場合は、合併前市町村の合計人口を比較した値を記載する。 直近の国勢調査の数値を記載する。 把握している数値を記載すること。 事業実施地において過疎、みなし過疎(旧過疎地域に限る)、離島、特別豪雪、地域再生計画認定地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域に該当する場合○で囲む。なお、地域再生計画認定地域において実施される事業の場合には、認定書類の写しを添付すること。
17. 貸付団体の財政状況 標準財政規模、経常収支比率、 実質公債費比率 財政力指数	直近の数値を記載する。 「16. 当該市町村の状況」と同じ年度のものを記載する。

参 考 资 料

地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- 一 設備の取得等に係る費用
- 二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
 - 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び指定都市にあつては10人以上（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であつて、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては1人以上）、市町村（指定都市を除く。以下同じ。）にあつては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
 - 三 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1千万円以上のもの
 - 四 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
- 2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。
- 一 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
 - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

- 第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付額は、概ね3百万円以上とし、都道府県及び指定都市にあっては42億円、市町村にあっては10.5億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、一件当たりの貸付額は都道府県及び指定都市にあっては63億円、市町村にあっては15.7億円を限度とする。
- 2 貸付対象事業一件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の35パーセントを限度とする。
 - 3 貸付対象事業一件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。
 - 4 沖縄県の区域（第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.1億円」と、「63億円」とあるのは「78.7億円」と、「15.7億円」とあるのは「19.6億円」とする。
 - 5 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年4月1日法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業（沖縄県の区域において実施されるものを除く。）に係る第1項の適用については、当分の間、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.1億円」と、「63億円」とあるのは「78.7億円」と、「15.7億円」とあるのは「19.6億円」とする。
 - 6 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。
 - 7 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

8 一件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 地方公共団体は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

一 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

二 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、地方公共団体が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

一 借入人が地方公共団体が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

- 四 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- 五 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- 六 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- 七 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があつたとき又は競売の申立てがあつたとき。
- 八 借入人が解散したとき。
- 九 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。
- 十 前各号のほか地方公共団体において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入申請)

第14条 地方公共団体から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、当該地方公共団体に申込みを行わなければならない。

- 一 事業者概要書
- 二 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書
- 三 年度別損益・資金収支計画書
- 四 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- 五 連帯保証予定者の意見書
- 六 その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが、本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 地方公共団体は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第17条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

- 2 地方公共団体は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。
- 3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、地方公共団体の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第19条 地方公共団体は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託

(貸付け等に係る事務の委託)

第20条 地方公共団体は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続き)

第21条 前条に規定する委託に際しては、地方公共団体は、財団と委託契約を締結する。

附 則

(過疎地域等における貸付額の特例)

第1条 平成33年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）又は同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域若しくは同法同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

第2条 平成35年3月31日までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億

円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(奄美群島における貸付額の特例)

第3条 平成31年3月31日までの間は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島」（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(小笠原諸島における貸付額の特例)

第4条 平成31年3月31日までの間は、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(沖縄県の離島における貸付額の特例)

第5条 平成34年3月31日までの間は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(特別豪雪地帯における貸付額の特例)

第6条 平成34年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」（第5条第6項、第7項及び附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「10.5億円」とあるのは「13.5億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、「15.7億円」とあるのは「20.2億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項及び第5項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「13.1億円」とあるのは「16.8億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と、「19.6億円」とあるのは「25.3億円」と読み替えるものとする。

(特定被災地方公共団体等における貸付額の特例)

第7条 平成33年3月31日までの間は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」又はその区域の全部若しくは一部が同法第2条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体（第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と読み替えるものとする。

様式(7)

地域総合整備資金貸付事務包括委託契約証書

(以下「甲」という。)は、 地域総合整備資金貸付要綱 (以下「貸付要綱」という。)に基づき、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を一般財団法人地域総合整備財団 (以下「乙」という。)に委託するに際し、乙との間に次の委託契約を締結する。

第1章 委託事務の範囲

(事務の委託)

第1条 甲は、乙に対し、次条以下に定める地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務及びこれらの事務に付随する事務を委託する。

第2章 委託事務の処理

(貸付決定通知書の写しの送付)

第2条 甲は、貸付決定通知書の交付を行った場合には、乙に対し、当該通知書の写しを送付する。

(契約証書及び保証書の写しの送付)

第3条 甲は、乙に対し、地域総合整備資金の貸付けを受ける者 (以下「借入人」という。)との間に締結した地域総合整備資金の貸付けに係る契約証書及び保証人から徴した保証書の写しを送付する。

(貸付金の交付)

第4条 乙は、甲に対し、あらかじめ、地域総合整備資金貸付金 (以下「貸付金」という。)の振込みを受け、この金融機関の口座を通知する。

2 甲は、貸付金を一括して前項の口座に振り込むとともに、借入人の金融機関の口座を乙に通知する。

3 乙は、甲から振り込まれた貸付金を前項の借入人の口座に振り込む。

(償還金の徴収)

第5条 乙は、借入人に対し、償還期日の20日前までに、納入通知書を送付する。

2 甲は、乙に対し、あらかじめ、乙が収納した償還金の振込みを受け、甲の金融機関を通知する。

3 乙は、借入人から償還金を収納するとともに、収納日の翌営業日に前項の金融機関に払い込む。

4 乙は、借入人が償還期日を過ぎても償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(繰上償還)

第6条 甲は、借入人に繰上償還させることを決定した場合には、当該借入人に繰上償還決定通知書及び納入通知書を送付する。

2 甲は、前項の送付を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

3 乙は、借入人から繰上償還金を収納するとともに、前条第2項の金融機関に払い込む。

4 乙は、借入人が償還期日を過ぎても繰上償還金を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(遅延利息)

第7条 乙は、借入人が償還期日を過ぎても償還金を納入せず、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額又は繰上償還金額につき金銭消費貸借契約に定める遅延利息の割合を乗じた金額を遅延利息に相当する額として借入人から収納した場合には、当該遅延利息に相当する金額を第5条第2項の金融機関に払い込む。

(督促)

第8条 甲は、借入人に対し督促を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

(保証人に対する請求)

第9条 甲は、保証人に対し保証債務の履行を請求することを決定した場合には、当該保証人に保証債務履行請求決定通知書及び納入通知書を送付する。

2 甲は、前項の送付を行った場合には、速やかにその旨を乙に通知する。

3 乙は、保証人から償還金又は繰上償還金及び遅延利息 (以下「償還金等」という。)を収納するとともに、

第5条第2項の金融機関に払い込む。

4 乙は、保証人が納入通知書に記載する保証履行期日を過ぎても償還金等を納入しないときは、速やかにその旨を甲に報告する。

(債権の管理及び保全)

第10条 乙は、貸付金の繰上償還又は保証人の追加若しくは交替を借入人に要求すべきものと認めるとき、その他債権の保全上必要な事項があると認めるときは、その旨を甲に申し出ることができる。

(貸付台帳の整理)

第11条 乙は、借入人ごとの貸付契約日、貸付金額、資金の用途、償還期日、据置期間、貸付期間、1回当たりの償還金額、償還済金額、貸付金残高、連帯保証人の名称等を明らかにする貸付台帳を整理・保管する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の貸付台帳の閲覧を請求することができる。

第3章 雑則

(報告の徴求及び検査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、この契約に基づく委託事務の処理について報告を求め、検査をすることができる。

(連絡)

第13条 甲及び乙は、この契約に基づく事務の処理に当たっては、相互に緊密な連絡を行う。

(経費負担)

第14条 乙がこの契約に基づき委託事務を処理するために支弁した経費は、乙の負担とする。

(契約期間)

第15条 この契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(従前の契約の解除)

第16条 甲乙間に本契約締結前に締結した地域総合整備資金貸付事務委託契約がある場合には、当該契約は本契約の締結をもって合意解除したものとみなし、以降本契約によるものとする。

(協議)

第17条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事態が発生した場合の措置については、その都度、貸付要綱を基準として、甲及び乙の協議により決定する。

上記契約の証として本契約2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都千代田区麹町4丁目8番1号

一般財団法人 地域総合整備財団
理事長

金銭消費貸借契約証書

(本)

正本
印紙

(以下「甲」という。)は、

(以下「乙」という。)に対し、地域総合整備資金として後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

この契約を証するため、本証書正本1通、副本1通を作成し、甲はその正本を乙はその副本をそれぞれ保有する。

60

平成 年 月 日

甲

乙



(実印)

要 項

金額	金 円
使 途	平成 年 月 日付け 地域総合整備資金貸付決定通知書記載の 事業 (以下「貸付対象事業」という。)
最終償還期日	平成 年 月 日
償 還 方 法	平成 年 月 日 を第1回とし、以降毎年 月 日 及び 月 日に各金 円を分割弁済 のうえ、最終償還期日に残額完済のこと。
利 率	無利子
特 記 事 項	

一 一般約款

(資金の使用)

第1条 乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金金を貸付対象事業のみに使用する。

2 乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その使途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。

3 乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならぬ。

(資金の交付)

第2条 甲は、この契約による金員の交付を甲の指定するこの金融機関の口座に振込む方法によって行うものとする。

(債務の弁済)

第3条 乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によって行うものとする。

(償還期日が休日等にあたる場合の特例)

第4条 この契約による償還期日が休日又は銀行休業日に当たるときは、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

(保証人の提供)

第5条 乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人(以下「保証人」という。)を立てる。

2 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、連帯なく必要な手続きをとる。

(繰上償還)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一 乙若しくは保証人が支払いを停止したとき又は乙若しくは保証人に関し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

二 乙若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一 乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二 乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四 乙が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五 乙が借入金の償還を怠ったとき。

六 乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

七 乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

八 乙が解散したとき。

九 乙が暴力団員等(第13条に定義する。)若しくは第13条第1項各号の一に該当し、若しくは同条第2項各号の一に該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切であると甲が判断したとき。

十 保証人が前4号に定める事由の一に該当したとき。

十一 前各号のほか甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3 前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

4 乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができ。

5 第2項第9号の規定の適用により、乙又は保証人に損害が生じた場合にも、甲に何らの請求をしない。また、甲に損害が生じたときは、乙又は保証人がその責任を負う。

第7条 乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を選じた場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14%の割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(弁済の充当)

第8条 乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によって充当する。

(調査及び報告)

第9条 甲は、必要であると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。

2 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届け出た事項に変更があったときは、乙は、直ちに書面により甲に届け出る。

3 乙が前項の届出を怠ったため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が遅達した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 乙は、毎決算ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。

5 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

(公正証書の作成)

第10条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人

に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとる。

(費用の負担)

第11条 乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他の契約に関する一切の費用を負担する。

2 甲が権利除金のため乙に代わって前項の費用を支払った場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払った日から年14%の割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(貸付けに係る事務の委託)

第12条 甲は、この契約による貸付けに係る支出事務、徴収事務等を一般財団法人地域総合整備財団に委託する。

(反社会勢力の排除)

第13条 乙又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これこれに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確認する。

一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。

四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確認する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 取説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

以上

様式(カ)



平成 年 月 日

保 証 書

御中

住所

法人名

代表者名

印
(実印)

は、債務者 が
平成 年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づき、 より下記
借入条件をもって借り受け負担する元本 金 円及び
これに付帯する一切の債務を債務者と連帯し、債務者との保証委託契約の効力
にかかわらず保証いたします。

借 入 条 件

- 1 借 入 金 額 金 円
- 2 最終償還期日 平成 年 月 日
- 3 償 還 方 法 平成 年 月 日を第1回とし、以降
毎年 月 日及び 月 日に各
金 円を分割弁済のうえ、
最終償還期日に残額完済のこと。
- 4 遅 延 利 息 年利14%

お問い合わせ先

一般財団法人 地域総合整備財団 <ふるさと財団>

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

TEL : 03-3263-5586 FAX : 03-3263-5732

財団ホームページ <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

電子メール furusato@furusato-zaidan.or.jp